

「防災行政無線整備工事」の入札に係る注意事項等

○配付書類

一般競争入札者心得、入札書、委任状、入札辞退届、低入札価格調査制度の概要、工事費内訳書、低入札価格調査調書、誓約書、工事費内訳書の労務費等の明示及び労務費ダンピング調査について、工事概要書、仕様書、金抜設計書、設計図面（参考図含む）

※補足事項

- ・金抜設計書の公開により、部分払い金額及び工事内容の変更による変更金額については、本町の設計書に基づいて算出します。

○工事費内訳書の提出について

入札日当日に、工事費内訳書に金額を記入のうえ、入札書提出前に提出してください。

○低入札価格調査制度について

本件入札は、調査基準価格を設けております。いわゆる低入札価格調査制度による入札を行います。調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札を保留し調査を行います。調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、低入札価格調査制度の概要にも記載しておりますが、低入札価格調査調書のほか種々の資料を提出いただくこととなります。特に、積算にあたっての材料・二次製品の見積や残土処分等の見積、下請発注する場合には、下請業者からの見積書など、詳細な積算根拠等を提出いただきます。提出いただいた資料に基づき、入札価格において、本町の設計どおりの施工が可能かどうか審査することになりますので、積算にあたっては、根拠資料の整理等十分精査のうえ提出してください。（提出いただいた資料は返却いたしません。）

また、低入札により最低価格者となった場合には、入札終了直後、即時に金入りの設計書を4部提出していただきますので、低入札での入札を予定されている方は、金入りの設計書（全て）が必要となります。低入札価格調査様式は、入札日の翌日の午前10時までにデータ及び紙媒体4部を提出していただきます。また、日時を指定しヒアリングします。

なお、失格基準を設けており、失格基準を下回る価格によって入札した者は失格となります。

○町内業者の利活用について

町内経済の活性化及び町内業者の育成・振興を図る観点から、施工に必要な建設資材の購入、借入する場合、又は発注工事の施工に際し、下請発注する場合は、できる限り町内業者を利活用するよう努めてください。

※ 入札時間は厳守です。入札時間を過ぎての入室はできません。

また、入札時間に間に合わない旨の電話連絡をいただいても、お取扱いできませんので、ご注意ください。

資本・人的関係による入札への参加制限について

岬町総務部総務課

標題のことにつきまして、岬町では今後入札参加者間に入札の適正さが確保できないと認められる資本関係又は人的関係がある場合には、以下のとおり一定の参加制限を行っていますので、遺漏のないようにお願いいたします。

この取扱いは、国の通達に基づき、国土交通省の出先機関において運用している扱いと同様のことを岬町においても適用するものです。

記

1. 対象とする案件

岬町が発注するすべての入札案件

※随意契約は対象外とします。

2. 適用する時期

平成23年8月1日以降に公告又は指名通知を行う案件より適用

3. 制限の内容

次の場合は、その対象となる者について同一入札への参加を認めません。

- (1) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社という。以下同じ。)とその子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社の役員(執行役員、監査役、監事及び事務局長を除く。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (5) その他上記(1)から(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
(例) ① 個人事業主が他の会社の議決権の総数の50/100以上を保有している場合
② 個人事業主が他の会社の役員となっている場合
③ 岬町入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を兼ねている場合

※上記(例)は代表的な事例を示しています。これらに類似する場合も同一入札への参加を制限する場合があります。

4. 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する場合は、この制限の対象となるすべての参加者について、該当案件への入札参加を認めません。

5. 入札の取扱い

本基準に該当する二者以上から入札があった場合は、該当する者の行った入札を無効とします。

裏面へ続く⇒

6. 留意事項

入札参加者の関係が本基準に該当する場合に、本基準に対応する目的で入札を辞退する者を決めるために当事者間で連絡をとることは、差し支えないものとします。万が一、業者間に参加制限に該当する事由があれば、事前にどちらかの辞退届を提出して下さい。

7. 暴力団等の排除の関係

岬町暴力団等の排除に関する条例制定に基づく『岬町の契約からの暴力団排除措置要綱』の規定により、契約時に暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨を表明した誓約書（元請、下請業者の双方）の提出が義務付けられています。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

岬町 総務部 総務課
TEL : 072-492-2721（直通）

以 上